資料２

Ⅰ　施策の体系

第11次島田市高齢者保健福祉計画（第10期島田市介護保険事業計画）

基本理念	基本方針	基本目標	施策	主な事業
つながり　支えあう　健康で幸せなまち　島田	生涯を通じて誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり ～地域包括ケアシステムのさらなる深化・発展～	1　自立した生活の継続と健康寿命の延伸【予防】	（1）介護予防の推進	（1）パワーリハビリ教室事業　（2）元気・脳力アップ塾　（3）介護予防出前講座 （4）川根介護予防拠点施設（ふれあい健康プラザ）管理運営　（5）一般介護予防事業評価事業 （6）総合事業通所介護　（7）おでかけデイサービス事業　（8）短期運動指導教室 （9）訪問型介護予防指導事業　（10）地域リハビリテーション活動支援事業　（11）介護予防把握事業
			（2）生きがいづくりと社会参加の促進	（12）しまトレ推進事業　（13）居場所づくり事業　（14）地域ふれあい事業 （15）ｅスポーツ教室事業　（16）高齢者等補聴器購入費助成事業　（17）いきいきクラブ活動の支援 （18）敬老会実施地区助成事業　（19）敬老事業　（20）老人福祉センター（伊太なごみの里）管理運営 （21）学習活動・仲間づくりの支援　（22）高齢者読み聞かせ活動 （23）高齢者向け就職支援セミナー　（24）関係機関と連携した就労支援
			（3）健康づくりの推進	（25）しまだ健幸マイレージ事業　（26）スポーツ教室　（27）特定健診・特定保健指導 （28）減塩普及啓発事業「島田市TE・Aプロジェクト」 （29）健康教育　（30）健康相談 （31）訪問指導　（32）食生活相談　（33）男性を対象とした料理教室 （34）歯周疾患検診　（35）８０２０運動の推進　（36）訪問歯科診療事業 （37）がん検診事業　（38）骨粗しょう症検診　（39）高齢者インフルエンザ予防接種事業 （40）高齢者用肺炎球菌予防接種事業　（41）帯状疱疹ワクチン接種費助成金交付事業 （42）高齢者新型コロナワクチン予防接種事業　（43）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施体制の推進 （44）健康状態不明者訪問事業　（45）通いの場等での健康教育・健康相談
		2　地域で過ごしやすい生活支援体制の整備【生活支援】	（1）支え合いの仕組みづくり	（46）介護予防・生活支援サービスの基盤整備　（47）シニアトレーニングサポーター養成講座事業
			（2）生活支援サービスの提供	（48）重層的支援体制整備事業　（49）住民主体の生活支援サービス　（50）高齢者等配食サービス事業 （51）生活管理指導短期宿泊事業　（52）低所得者等に対する利用者負担の軽減制度 （53）デジタル活用支援員派遣等事業　（54）地域公共交通運行事業 （55）公共交通に関する地域別ワークショップの開催 （56）地元主体運行、外出支援事業の促進　（57）川根地区移動支援サービス事業　（58）重度障害者等移動支援車両貸出事業
			（3）介護家族への支援	（59）家族介護者交流事業　（60）家族介護用品支給事業　（61）介護マークの普及啓発 （62）おむつ代の医療費控除証明書の発行　（63）障害者控除対象者認定書の発行　（64）ヤングケアラー関連事業 （65）介護離職防止施策の推進
		3　安全・安心に暮らせる環境整備の推進【住まい】	（1）住まいの安全確保	（66）老人保護措置事業　（67）養護老人ホーム管理運営 （68）市営住宅高齢者世帯優先入居制度　（69）高齢者の住まいの確保 （70）介護保険住宅改修支援事業　（71）家具等転倒防止対策事業　（72）耐震シェルター等設置事業
			（2）安全・安心な生活基盤の整備	（73）ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業　（74）高齢者見守り台帳 （75）地域高齢者見守りネットワークづくり事業　（76）頼れる身寄りのない高齢者等への支援体制の整備 （77）高齢者虐待防止事業　（78）成年後見制度利用支援事業　（79）成年後見制度利用推進事業 （80）消費者保護事業　（81）運転免許証自主返納の促進
			（3）災害・感染症対策の充実	（82）災害・感染症対策　（83）避難行動要支援者支援体制の整備　（84）福祉避難所としての協定締結
		4　連携体制の強化による医療と介護の推進【医療等】	（1）地域包括支援センターの体制強化	（85）地域包括支援センターの機能と体制の強化　（86）総合相談・支援事業（地域包括支援センター） （87）高齢者権利擁護事業（地域包括支援センター） （88）包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（地域包括支援センター） （89）地域ケア会議推進事業　（90）介護予防ケアマネジメント事業（地域包括支援センター）
			（2）在宅医療、医療の介護連携の推進	（91）在宅医療の推進　（92）在宅医療・介護連携の推進 （93）ＡＣＰ（人生会議）普及啓発事業　（94）市民への啓発（在宅医療、リビング・ウイル）
		5　介護保険事業の適正な運営【介護】	（1）介護給付の適正化	（95）介護給付適正化事業　（96）事業所の指定と指導・監督 （97）介護サービス事業所のサービスの質の向上と従事者の資質の向上　（98）介護相談員派遣事業 （99）介護支援専門員活動支援事業　（100）障害福祉サービスと介護サービスの連携強化
			（2）介護人材の確保	（101）介護職員入門的研修の実施　（102）シルバー人材センター等の関係機関と連携した介護人材の確保 （103）介護関連資格取得への支援　（104）国や県と連携した介護人材の確保
			（3）介護保険サービスの充実と提供	（105）居宅サービスの充実　（106）地域密着型サービスの充実　（107）施設サービスの充実

Ⅰ　第11次島田市高齢者保健福祉計画第10期島田市介護保険事業計画

基本目標１　自立した生活の継続と健康寿命の延伸

基本施策１　介護予防の推進

事業の内容

（１）パワーリハビリ教室事業

要介護認定を受けていない高齢者を対象に、機器を用いた低負荷のトレーニングを行う機会を提供し、運動機能の向上を図ります。教室の指導はシニアトレーニングサポーター養成講座等を修了した島田市シニアサポーター協議会会員が行います。また、シニアトレーニングサポーター養成講座の周知を行うことで、サポーターの増加を図っています。

保健福祉センターはなみずき、かなうぇる、幼保連携型認定こども園エルフのゆめあおばルームの市内３か所で実施しています。

（２）元気・脳力アップ塾

高齢者の社会参加を支援するスタッフや市民を対象に、レクリエーション企画・進行のポイントや安全に楽しむ工夫を伝え、介護予防の担い手としてのスキルアップを図ります。また、特別な道具や技術を必要としない簡単なゲームを紹介し、活動の維持・継続を支援する出前講座です。

（３）介護予防出前講座

身近な地区の集会所等で、65歳以上の人を対象に、運動機能及び口腔機能の向上、低栄養の予防、認知症予防等の知識の普及を図ります。

（４）川根介護予防拠点施設（ふれあい健康プラザ）管理運営

川根地区における介護予防の拠点として、日常生活の機能訓練や生きがい活動の場を提供するとともに、各種講座の開催や地域住民等との交流機会を提供することで、高齢者の介護予防や健康増進を図ります。

（５）一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業をはじめ、地域づくりの観点から介護予防・日常生活支援総合事業を全体的に評価し、その結果に基づき事業の改善を行います。

個々の事業の評価、計画値に対する達成状況等について地域ケア会議等で検証し、各介護予防事業の内容の充実や見直しを行います。

（６）総合事業通所介護

専門職による支援が必要な要支援認定者等を対象に、指定事業所で、生活機能や心身機能の維持向上のための機能訓練などを行い、自立に向けて支援します。

（７）おでかけデイサービス事業

要支援認定者等を対象に、指定事業所で心身機能の維持向上のための体操、レクリエーションなどを行い、自立に向けて支援します。

（８）短期運動指導教室

要支援認定者等を対象に、心身の状況や生活環境を踏まえて、運動指導者・理学療法士等が概ね６か月間の短期集中プログラムを提供することにより、運動器の機能向上を図り、自立した生活を送れるように支援します。

（９）訪問型介護予防指導事業

訪問による個別指導が必要な要支援認定者等を対象に、管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士等が自宅を訪問し、栄養、口腔、運動等の生活機能に関する問題を把握し、短期集中プログラム等の必要な相談・指導等を行い、生活機能や心身機能の維持向上を図ります。

（10）地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職等が、介護予防事業所や高齢者の自宅への訪問、介護予防従事者の研修、住民主体の通いの場に参加することにより、従事者の資質向上を図り、地域における介護予防の取組を効果的なものとします。

（11）介護予防把握事業

地域包括支援センター、医療機関、民生委員・児童委員、自治会等から収集した情報を活用して、うつ・閉じこもり等の何らかの支援を必要とする高齢者を把握し、介護予防活動へつなげます。

基本施策２　生きがいづくりと社会参加の促進

事業の内容

（12）しまトレ推進事業

身近な集会所等で住民が主体となって取り組む介護予防に効果的な体操「しまトレ」を実践する場を増やし、高齢者が身近な場所で介護予防に取り組むことができるよう、地域包括支援センターとともに住民を支援します。

また、体力測定会の実施により、利用の促進を図ります。

さらに、若年層にも働きかけ、世代を超えてしまトレに関わり、地域で介護予防が普及していくよう働きかけるとともに、しまトレを実施している団体が継続して活動できるよう支援を行います。

（13）居場所づくり事業

高齢者が、身近な集会所に気軽に集まり交流できるよう、“誰でも いつでも 自由に”立ち寄ることのできる「居場所」の整備を支援します。

また、地域の高齢者が運営者として参加することで、高齢者の社会参加や生きがいづくりとなるよう支援します。

地区社協やＮＰＯ、ボランティア等と協力し、概ね自治会単位の居場所の設置を目指すとともに、現在ある高齢者の居場所が継続できるよう支援を行います。

（14）地域ふれあい事業

地域のボランティアスタッフの運営により、身近な集会所等で体操やゲームなどを楽しみ、高齢者の閉じこもりを予防します。

新規参加者が少ないため、会合等で新規の参加を呼びかけるとともに、介護予防講座等で事業を周知し、スタッフの確保に努めます。

また、全自治会への普及を目指し、未実施の地区での活動開始に向けたアドバイスと支援を行います。

さらに、今後も活動が継続できるよう支援体制を構築していきます。

（15）ｅスポーツ教室事業

高齢者が新しいスポーツ形態である「ｅスポーツ」を気軽に楽しく、継続して取り組むことのできる環境を整備し、「ｅスポーツ」を活用した介護予防や、地域の通いの場等の活性化を図ることで、高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進します。また。「ｅスポーツ」の大会や出前講座等を通じて、利用者が増加するよう、普及・啓発を行います。

（16）高齢者等補聴器購入費助成事業

「難聴」は認知症の危険因子と言われています。補聴器購入費の一部を助成し早期から使用することで、社会参加を促し、心身の虚弱及び要介護状態、認知症の予防を推進します。また、利用者アンケート等を通じて、事業の内容の見直しを検討することで、利用者の増加を図ります。

（17）いきいきクラブ活動の支援

高齢者の地域に根ざした健康活動、友愛活動、奉仕活動を支援するため、いきいきクラブに補助金を交付します。

また、いきいきクラブ活動の活性化を図るため、いきいきクラブが開催するスポーツ大会、発表会、健康づくり活動、介護予防活動等を支援するとともに、新規の入会を促進します。

（18）敬老会実施地区助成事業

高齢者の地域交流の促進や生きがいづくりのため、地域の高齢者の長寿を祝福する敬老事業を実施する町内会等に対し、実施に要する費用の一部を助成します。

（19）敬老事業

高齢者の長寿を祝し、米寿、百寿等の長寿者に対し、敬老祝品を贈呈します。

（20）老人福祉センター（伊太なごみの里）管理運営

高齢者の健康増進及び福祉の向上を図るため、趣味や娯楽活動等の場の提供や自主事業、島田市いきいきクラブ連合会主催のイベントを実施します。

また、各種講座の充実を図り、生きがい活動や仲間づくりの拠点として施設の利用促進に努めます。

(21) 学習活動・仲間づくりの支援

公民館などの社会教育施設において、「市民ひとり1(いち)生涯学習」を目標に、高齢者学級を開講し、学習と交流の場を提供します。

ニーズに応じた講座を充実させるとともに、地域課題等を解決するための講座の開催や社会の潮流の変化に対応できる学びの場の充実に取り組みます。

幅広い知識と経験を持った高齢者が、自分の能力を活用し地域課題等の解決に取り組むことができるよう、地域の指導者を育成します。

また、学習等で培った知識・技能を地域社会で生かせるよう、人材登録制度を活用します。

(22) 高齢者読み聞かせ活動

介護予防拠点施設へ訪問し、図書の読み聞かせや会話を通じて「頭を働かせる」、「体を動かす」、「手先を使う」、「声を出す」等、介護予防に沿った読み聞かせ活動を実施します。

(23) 高齢者向け就職支援セミナー

高齢者向けの就職セミナー及び企業を招いての面談等を開催し、働く意欲のある高齢者の就労を支援します。セミナーでは、今後のライフプランと絡めた就職に向けての情報を提供し、面談会により高齢者を採用したい企業とのマッチングの場を創出することで、就労意欲の向上と就労機会の確保に努めます。各種広報媒体による広報及び関係機関との連携により、効果的な周知を行っていきます。

(24) 関係機関と連携した就労支援

高齢者が長年培ってきた豊かな知識と経験を活用できるよう、能力開発のための訓練や研修の情報提供、シルバー人材センターへの助成、内職斡旋により、高齢者の就業支援を行います。

また、シルバー人材センターの普及啓発活動を通して広く入会を呼びかけ、活動の活発化と高齢者の就業を支援します。

県やハローワーク島田と連携したシニア向けの就職セミナーや企業を招いての面談会の実施、内職の斡旋等を通じて、高齢者の就職機会の確保を支援します。

基本施策３　健康づくりの推進

事業の内容

（25）しまだ健幸マイレージ事業

健康づくりと幸福感の向上を合わせた「健幸づくり」を推進するため、県と連携して事業を実施します。

ボランティアや社会活動への参加や日々の運動、食事等の生活改善、健診（検診）、健康講座への参加等でポイントを付与し、一定以上のポイントで、抽選会の実施や特典付優待カード「ふじのくに健康いきいきカード」を発行します。

保健委員や自治会の協力のもと事業を周知するとともに、今後は一般企業にも周知活動を広げ、参加者の増加及び協力店の拡大を図ります。

また、健康づくりに関する正しい知識等を身近な人に伝える「健幸アンバサダー」の養成講座を計画的に実施して健幸アンバサダーの登録者を増やし、全体の７割を占めるといわれている健康無関心層へ健康情報を提供し、行動の変容を促します。さらに、しまだ健幸マイレージが島田市公式ＬＩＮＥのショップカードを利用したデジタル媒体で利用できることを周知し、参加者の増加を図ります。

（26）スポーツ教室

「市民ひとり１スポーツ」を目標とし、誰もが手軽に楽しみ継続できるニュースポーツ「トランポウォーク」やパラスポーツ「ボッチャ」等を普及・促進するためのスポーツ教室や各種スポーツ大会を実施します。

普段運動をすることのない新規の参加者の増加を図るとともに、新種目の導入を検討します。

また、参加者の参加傾向に合わせて、開催時間を見直すことで、参加者増を図っていきます。

（27）特定健診・特定保健指導

①特定健診

生活習慣病やメタボリックシンドローム等の早期発見を目的として、40歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者に対し、特定健康診査（特定検診）を行います。

受診率向上のため、受診しやすい体制づくりやＡＩ等のＩＣＴの技術を活用した未受診者への受診推奨、特定検診を受診する意義の啓発などに努めます。

②特定保健指導

対象者自身が特定健診結果から自らの健康状態を理解し、自己管理ができることを目的として保健師、管理栄養士等が特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防につなげます。

また、対象者のニーズに合わせて会場や日時の設定を行うことで、特定検診指導を受けやすい体制づくりを推進します。

③糖尿病性腎症重症化予防プログラム

糖尿病性腎症の重症化予防を目的として、特定健診でＨｂＡ１ｃが6.5以上の人の尿中アルブミンを測定し、糖尿病性腎症１期の人に結果説明と保健指導、２期以上の人に６か月間の糖尿病性腎症重症化予防プログラム（以下、プログラムという）を実施します。

実施にあたり、医療関係者、学識経験者、県職員等からなる専門委員で構成する島田市データヘルス計画推進委員会で助言、指導、評価を受けます。

④特定保健指導外･重症化予防事業

特定保健指導対象者以外で、血圧、脂質、糖代謝、貧血等で基準値から大きく逸脱し、今後重症化するリスクの高い人に、受診勧奨、情報提供、保健指導を行います。

（28）減塩普及啓発事業「島田市TE・Aプロジェクト」

生活習慣病の重症化予防において重要な「脳・心臓・腎臓」の血管を守るため、特に塩分摂取量の減少に着目し、適塩啓発キャラクター「ヘルしろう」を活用した普及啓発や関係機関との連携により、正しい食習慣の定着を促すとともに、地域全体で取り組める食環境の整備を推進します。

（29）健康教育

町内会や各種団体からの依頼による「ふれあいしまだ塾」等で、生活習慣病予防や健康づくりに関する講話を実施します。

生活習慣病は若い頃からの生活習慣が影響するため、若い年代に対する健康教育の拡充に取り組みます。

（30）健康相談

①重点健康相談

高血圧、脂質異常症、糖尿病、歯周疾患、骨粗しょう症などの予防について、定期健康相談や窓口相談・電話相談等により、生活指導及び栄養指導を行います。（健康チェック＆健康相談＋依頼のあった健康相談）

②総合健康相談

疾病の予防及び健康増進を図るため、保健師・管理栄養士等が電話や面談により個別に各種健康相談を実施します。

（31）訪問指導

保健師、管理栄養士等が生活習慣病予防等を目的として、日常生活指導や栄養指導を行います。

また、在宅療養者等の誤嚥性肺炎などによる全身状態の悪化を予防するために、歯科衛生士が口腔衛生指導を行います。

（32）食生活相談

健康管理と健康意識の高揚のため、管理栄養士等による栄養・食生活相談を実施します。

乳幼児期、学童・思春期、成人、高齢者など、個人に合わせた食生活の改善を支援します。

（33）男性を対象とした料理教室

生活習慣病予防や介護予防、低栄養予防のため、男性を対象とした料理教室を開催します。

仲間づくり、生きがいづくりの場ともなっていることから、今後も、健康づくり食生活推進協議会や他団体、関係組織と連携して事業を実施するとともに、参加者の増加を図ります。

（34）歯周疾患検診

疾病の早期発見と壮年期以降の健康管理意識の高揚を図るため、20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳になる市民に対し、歯周疾患検診を実施します。

歯科医師会との連携やデジタルツールを活用し、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発、受診率の向上を図ります。

（35）８０２０運動の推進

生涯自分の歯で食べられるよう、歯周病の知識や適切なブラッシング方法について、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、自主活動グループ等に対し、指導を行います。また、8020コンクールを開催し、80歳以上で歯が20本以上ある高齢者を8020達成者として認定します。

さらに、各ライフステージに応じた切れ目のない指導を行うことで、咀嚼嚥下機能低下（オーラルフレイル）の予防に努めます。

（36）訪問歯科診療事業

歯科医師会やケアマネジャーとの連携により、通院困難な在宅療養者を対象に訪問歯科診療を実施します。

（37）がん検診事業

40歳以上を対象に、胃がん・大腸がん・肺がん検診、40歳以上の助成を対象に、乳がん検診（隔年受診）、20歳以上の女性を対象に、子宮頸がん検診（隔年受診）を実施します。

また、要精密検査（精検）対象者への受診を積極的に勧め、早期発見・早期治療につながるよう取り組みます。

さらに、検診を受けやすい機会の提供に努めるとともに、がんに関する正しい知識や検診受診の必要性等について普及啓発を行います。

（38）骨粗しょう症検診

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になる女性のうち希望者に、総合がん検診の会場で骨密度の測定を行います。

検診委託機関と連携するとともに、デジタルツールを活用することで積極的に受診のＰＲを行い、受診率の向上を図ります。

（39）高齢者インフルエンザ予防接種事業

65歳以上を対象として、インフルエンザワクチンの接種料金の一部を助成し、季節性インフルエンザの発症を予防します。広報しまだ、ホームページ等を活用し、周知を行います。

（40）高齢者用肺炎球菌予防接種事業

肺炎球菌による肺炎の発症を予防するため、各年度に対象年齢となる人を法定接種対象として、自己負担額の一部を助成し、ワクチン接種を行います。

肺炎球菌や肺炎の予防に関する知識や予防接種の必要性を啓発し、特に肺炎のリスクが高い市民については、医療機関と連携し個別に接種を勧奨します。

対象者に通知を発送し、接種を推奨します。

（41）帯状疱疹ワクチン接種費助成金交付事業

帯状疱疹の予防には帯状疱疹ワクチンの接種が有効とされているため、ワクチンの接種を希望する50歳以上の人を対象に、ワクチン接種の費用の一部を助成します。また、帯状疱疹やその合併症を予防するために、各年度に対象の年齢（65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳）となる人を法定接種の対象として、接種料金の一部を助成し、ワクチン接種を行います。

（42）高齢者新型コロナワクチン予防接種事業

新型コロナウイルス感染症の発症を予防するため、65歳以上の人を法定接種の対象として、新型コロナワクチンの接種料金の一部を助成し、ワクチンの接種を行います。広報しまだ、ホームページ等を活用し、周知を行います。

（43）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施体制の推進

後期高齢者の健康課題を把握し、健診・医療・介護等の関係情報を活用しながら、保健師等の医療専門職による個別的支援及び通いの場等における健康教育・健康相談を実施します。また、保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、フレイル予防や生活習慣病等の重症化予防を図り、高齢者の健康の保持増進と自立した生活の継続を支援します。

（44）健康状態不明者訪問事業

ＫＤＢシステム等で、一定期間、健診や医療の受診がなく、介護認定を受けていない健康状態不明者を抽出し、訪問により健康状態を確認、必要な支援につなげます。

（45）通いの場等での健康教育・健康相談

新規立ち上げの通いの場において、ＫＤＢシステム等より把握した地域の健康課題をもとに、医療専門職が健康教育、健康相談等を実施します。

基本目標２　地域で過ごしやすい生活支援体制の整備

基本施策１　支え合いの仕組みづくり

事業の内容

（46）介護予防・生活支援サービスの基盤整備

「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置と、自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、いきいきクラブ等が参画する「協議体」の開催により、地域のニーズに合った住民主体による互助のサービスの提供、高齢者の社会参加及び地域での支え合い体制の整備を推進します。

生活支援コーディネーターは、ニーズとサービスのマッチング、担い手の発掘・養成、活動等への支援、市民への普及啓発活動等を実施します。

また、地域ケア会議と連動し、関係各所と地域課題等を共有することでさらなる地域づくりの推進を図ります。

さらに、近年課題となっている高齢者の外出支援に対応する住民主体のサービスに補助金を交付することで、市民が安心して暮らる地域共生社会の実現を目指します。

（47）シニアトレーニングサポーター養成講座事業

機器（パワーリハビリマシン等）の使用方法やトレーニングに関する知識等を習得し、「パワーリハビリ教室」の担い手となる人材を養成します。併せて、受講者自身の身体機能の維持・向上を図るとともに、地域における介護予防活動の担い手となる人材の育成を目指します。

基本施策２　生活支援サービスの提供

事業の内容

（48）重層的支援体制整備事業

地域共生社会実現のための手立てとして、包括的相談窓口を設置し、他機関協働事業を開始し、重層的支援体制整備事業の取り組みを開始しました。既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、一体的に行う３つの支援（Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくり支援）に係る事業がそれぞれ連携し、重なり合うことで、誰ひとり取り残さない体制の構築を目指します。また、重層的支援体制整備事業の「みんなで一緒に考え、取り組む」という理念を「with」より表した「しまwith（うぃず）」という名称を定め、市民、職員及び支援者に対して事業をより身近に感じてもらうことにより、事業に対する一層の認知及び理解の促進を図ります。

（49）住民主体の生活支援サービス

日常生活のちょっとした困りごとを抱える高齢者が増加している中、地域の支え合いの仕組みを構築することにより、高齢者が孤立することを防ぎ、地域での自立した生活を支援します。

市内６団体が有償の生活支援サービスを実施しています。

生活支援コーディネーターの活動や協議体での情報共有等を通して、住民主体の生活支援サービスの立ち上げ、サービス運営のサポート、担い手養成研修等の支援を行い、誰もが支え合える地域共生社会の実現を目指します。

（50）高齢者等配食サービス事業

調理が困難な高齢者のみの世帯等に対して、栄養バランスのとれた昼食を定期的に提供するとともに、安否確認を行います。

（51）生活管理指導短期宿泊事業

生活習慣の改善が必要な介護保険の給付対象とならない高齢者を対象に、養護老人ホームへの短期宿泊により日常生活の指導を行い、生活の自立と改善を図ります。

(52) 低所得者等に対する利用者負担の軽減制度

「社会福祉法人等利用者負担軽減制度」は、介護保険のサービスを利用した場合に、社会福祉法人等が、収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難なものとして市長が認めた者等の利用者負担を軽減するものです。

「障害者訪問介護サービス等助成制度は、障害者施設によるホームヘルプサービスを利用していた低所得の障害者が介護保険の制度の適用を受けることになった場合に、生計が困難なものとして市長が認めた者等の利用負担を軽減するものです。

「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担軽減制度」は、離島等地域における訪問介護サービスの利用者負担の一部を減額するものです。島田市では川根地域が対象となっています。

社会福祉法人等の協力を求めながら制度の周知に努め、低所得者等の負担軽減を図ります。

(53) デジタル活用支援員派遣等事業

高齢者等がデジタル社会に取り残されることなく、いきいきとより豊かな生活を送ることができるよう、高齢者等におけるデジタルデバイドの解消とデジタルリテラシーの向上を図ることを目的とし、スマートフォン活用講座とスマートフォンの使い方を教える支援員の養成講座を開催します。

(54) 地域公共交通運行事業

コミュニティバス・タクシー等の公共交通の適切な運行により、地域交通を維持、確保するとともに、中心市街地の活性化、交通事故防止、環境対策に努めます。

また、市民の利便性向上や効率的な運行のために、必要に応じて、路線やダイヤを見直します。さらに、島田市地域公共交通計画に基づき、地域住民との協働も視野に新たな移動サービスを検討します。

(55) 公共交通に関する地域別ワークショップの開催

「地域にとって必要な公共交通は何か」を地域住民が主体となって考え、実現に向けた議論を進めるために、地域別のワークショップを継続的に開催します。

(56) 地元主体運行、外出支援事業の促進

地区社協や自治会による外出支援のモデルケースを広く周知し、住民主体の外出支援等の活動を促進します。併せて、市社会福祉協議会と連携し他地区への展開を進めていきます。

（57）川根地区移動支援サービス事業

川根地区に居住し、自力での移動や公共交通機関を利用することが困難な高齢者、身体障害者等に対し、送迎を行うことにより、川根地区内における日常生活に必要な移動を支援します。

（58）重度障害者等移動支援車両貸出事業

車椅子等を利用しないと移動が困難な人等の外出を支援するため、福祉車両を貸し出します。

基本施策３　介護家族への支援

事業の内容

（59）家族介護者交流事業

要支援者または要介護者を在宅で介護している家族を対象に、「介護者のつどい」、「リフレッシュ旅行」、「介護教室」を開催し、介護者の気分転換、介護技術の習得や介護者同士の交流による精神的・身体的負担の軽減を図ります。

（60）家族介護用品支給事業

要支援者または要介護者を在宅で介護している家族に紙おむつ等の購入に利用できる「介護用品支給券」を支給し、介護者の介護負担や経済的な負担の軽減を図ります。

適切な利用のため、対象者要件や対象商品について関係者への周知を図ります。

（61）介護マークの普及啓発

介護する人が周囲から誤解や偏見を受けないよう、介護中であることを周囲に伝える「介護マーク」を市、各地域包括支援センター等で配布します。

また、必要な人への配布方法を検討するとともに、介護マークの周知に努めます。

（62）おむつ代の医療費控除証明書の発行

寝たきりの要介護認定者のおむつ代について、一定の条件を満たす場合、医療費控除証明書を発行します。

（63）障害者控除対象者認定書の発行

65歳以上の寝たきりまたは精神上の障害がある高齢者で一定の条件を満たす場合、障

害者控除対象者認定書を発行します。

（64）ヤングケアラー関連事業

ヤングケアラーの現状把握や関係機関との連携を目的とした研修会を実施するとともに、教育機関や地域包括支援センター等と連携し情報共有を図り、ヤングケアラーの早期発見につなげていきます。

（65）介護離職防止施策の推進

市民や企業に対して、介護休業制度や介護休業給付、両立支援等助成金（介護離職防止支援助成金）等の介護離職を防止するための各種制度や各種相談先の周知、介護離職防止対策アドバイザー等の民間資格取得に関する情報提供を行います。

【介護休業制度】

労働者が要介護状態（負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するための休業制度です。

【介護休業給付】

一定の条件を満たす介護休業について、支給対象となる同じ家族について93日を限度に３回までに限り給付金が支給されます。

【両立支援等助成金（介護離職防止支援助成金）】

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に助成金を支給します。

【介護離職防止対策アドバイザー】

一般社団法人介護離職防止対策促進機構が「介護離職防止対策アドバイザー養成講座」を実施しており、受講者は介護離職防止対策アドバイザーの民間資格を得ることができます。

基本目標３　安全・安心に暮らせる環境整備の推進

基本施策１　住まいの安全確保

事業の内容

（66）老人保護措置事業

経済的、環境的な問題により、在宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホーム、養護盲老人ホーム等に措置し、適切な住まいの提供を図ります。

（67）養護老人ホーム管理運営

経済的、環境的な問題により在宅での生活が困難な高齢者に住まいを提供するため、養護老人ホーム「ぎんもくせい」を運営します。

（68）市営住宅高齢者世帯優先入居制度

高齢者の住まいの確保を図るため、ユニバーサルデザイン化された市営住宅等に、高齢者が優先的に入居できるよう配慮します。

（69）高齢者の住まいの確保

必要に応じて入居者が外部の介護保険サービスの提供を受ける「住宅型有料老人ホーム」及び「サービス付き高齢者向け住宅」については、県から提供される設置状況の情報等を活用するなど、県と市の情報連携の強化に努めます。

（70）介護保険住宅改修支援事業

担当のケアマネジャーがいない要支援・要介護認定者が、介護保険の給付対象となる住宅改修を行う場合に、必要書類の作成経費を助成します。

（71）家具等転倒防止対策事業

高齢者のみの世帯、身体障害者手帳等の手帳の交付を受けている障害者等がいる世帯を対象に、家具等を床、柱、壁等に固定し、災害時における被害の軽減を図ります。

（72）耐震シェルター等設置事業

1981（昭和56）年５月31日以前の旧耐震で建築された木造住宅を対象として、耐震シェルターや防災ベッド等の設置補助をします。また、静岡県が実施する木造住宅耐震化プロジェクト「ＴＯＵＫＡＩ－０＋」と連携しながら、耐震化の取組を図ります。

基本施策２　安全・安心な生活基盤の整備

事業の内容

（73）ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

在宅のひとり暮らし高齢者等の自宅に、緊急通報装置、火災感知器、ガス漏れ警報機を設置して、日常生活の見守りと緊急事態の対応を行うとともに、電話による定期的な安否確認を行います。

（74）高齢者見守り台帳

65歳以上のひとり暮らし高齢者及び70歳以上の高齢者のみの世帯について、民生委員・児童委員に情報提供を行い、見守り活動の強化を図ります。

（75）地域高齢者見守りネットワークづくり事業

日々の業務の中で高齢者と接する機会が多い市内の事業所等の協力を得て、高齢者を日常的に見守り、支援する体制を充実・強化します。

協力事業所からの通報に対して、地域包括支援センターと連携して対応するとともに、消費者被害等の通報があった場合は、関係機関に情報提供します。

電子申請の受付や事業の周知啓発を通じて、協力事業者の増加を図ります。

（76）頼れる身寄りのない高齢者等への支援体制の整備

日常生活支援から終末期まで一貫した支援体制の構築を目指し、医療・介護サービス利用時の身元保証や、入院・入所時の支援体制についての関係機関と連携した対応方針の検討を進めます。また、地域における成年後見制度以外の権利擁護支援策を充実させていきます。

（77）高齢者虐待防止事業

高齢者虐待の予防と早期発見・早期解消に努め、高齢者の尊厳を守ります。

高齢者虐待に関する通報や相談があった場合は、地域包括支援センターと連携し、速やかに情報を収集・分析し、必要な対応を行います。

また、高齢者・障害者虐待防止及び障害者差別解消ネットワーク会議、介護サービス事業者のための高齢者虐待対応研修会を開催し、各機関との連携強化を図ります。

（78）成年後見制度利用支援事業

認知症等により判断能力が不十分となった高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度の普及啓発に努めます。

また、制度利用に関する支援や成年後見人への報酬等を負担することが困難な高齢者に対して費用の助成を行います。

権利擁護推進審議会の開催を通じて、相談体制の強化等、権利擁護に関する体制を充実させます。

（79）成年後見制度利用推進事業

成年後見制度の利用促進を図るため、社会福祉協議会内に設置した成年後見支援センターを中心に、普及啓発・権利擁護に関する相談対応等を行うとともに、地域のネットワークづくりを進めます。

また、認知症高齢者等の増加により、今後増加が見込まれる成年後見制度の利用に対応ができるように、市民後見人の養成を行います。

３市１町成年後見推進委員会部会や島田市権利擁護推進協議会部会等の開催及び連携を通じて、市民後見人等が活躍できる環境を整備します。

（80）消費者保護事業

多様化・複雑化する社会にあって、消費者教育・啓発等を通して、消費生活の安定と向上を図ります。

また、日々変化し、巧妙化している悪質商法に対応するため、最新の情報を収集し、地域包括支援センターと消費生活センターが連携して、被害の未然防止や被害対応に努めます。

（81）運転免許証自主返納の促進

高齢者ドライバーの交通事故防止のため、運転免許証の自主返納の啓発に努めます。

また、運転免許証を警察署に自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた市民に対して、交付手数料を助成します。

基本施策３　災害・感染症対策の充実

事業の内容

（82）災害・感染症対策

災害発生時の被害を最小限に抑えるために、市内の介護施設における年２回の定期的な避難・救出訓練の実施状況を確認します。

また、感染症及び災害に対応する業務継続計画（BCP）の適宜見直しを行うとともに、非常災害に備えた必要物資の備蓄・調達状況の確認を行います。

（83）避難行動要支援者支援体制の整備

避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に行うため、「島田市要配慮者避難支援計画」に基づき、「避難行動要支援者名簿」の整備及び「個別計画」の作成を行います。

避難行動要支援者名簿は、対象者から同意を得て平時から関係者と情報共有するほか、災害時及び災害の発生するおそれのある場合は、同意の有無に関わらず必要最低限の情報を自主防災会に提供し、避難支援を行う体制を構築します。

また、避難行動要支援者名簿の情報提供に同意した人のうち、自力避難が困難かつ家族等の支援を受けることができない人については、個別計画を作成し、災害時に備えます。

（84）福祉避難所としての協定締結

災害時に必要に応じて開設される福祉避難所に関する協定を、介護保険施設等と締結します。

介護保険施設等と連携をし、災害時に必要となる対策や適切な対応ができるよう福祉避難所開設運営マニュアル等を整備します。

基本目標４　連携体制の強化による医療と介護の推進

基本施策１　地域包括支援センターの体制強化

事業の内容

（85）地域包括支援センターの機能と体制の強化

地域包括支援センターが公正かつ中立に運営され、また、適切に機能を発揮できるよう、事業の実施状況や業務量等について地域包括支援センター運営協議会にて評価を行い、職員体制の充実や関係機関との連携強化に努めます。

また、今後一層重要性が増していく地域包括支援センターの後方支援として、市が基幹型地域包括支援センターの役割を果たします。

（86）総合相談・支援事業（地域包括支援センター）

本人、家族、近隣住民等から相談を受け、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、問題解決まで継続的な支援を行います。

生活困窮、障害、ひきこもりなど、複合的な課題を抱えるケースに対応するため、地域ケア会議の開催や庁内関係部署、関係機関との連携を通じて、個別性の高い対応に努めます。また相談窓口の周知を行い、高齢者とその家族が相談しやすい支援体制を構築します。

（87）高齢者権利擁護事業（地域包括支援センター）

高齢者の権利を守るため地域におけるネットワークを構築・強化し、支援を必要とする高齢者の実態を把握することで、成年後見制度の利用支援、高齢者虐待の予防や対応、消費者被害防止等を図ります。相談窓口の周知を行い、高齢者とその家族が相談しやすい体制を整備します。

（88）包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（地域包括支援センター）

関係機関との連携体制構築やケアマネジャー同士のネットワーク強化のために個別相談対応、研修会等の開催、情報提供を行い、ケアマネジャーが行う包括的・継続的ケアマネジメントを支援します。

（89）地域ケア会議推進事業

高齢者個人の抱える問題から地域の課題を把握し、地域住民や様々な専門職とともに改善策を検討し、地域の課題を市の施策へとつなげます。

①個別地域ケア会議

処遇困難ケースの検討を通じ、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域ネットワークの構築や地域課題の把握を行います。

②小地域ケア会議

高齢者あんしんセンターや社会福祉協議会等と連携し、いくつかの個別地域ケア会議で顕在化した地域の課題について、地域でできる解決方法を話し合い、確立することで住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを行います。

③市全域の地域ケア会議

小地域ケア会議等により抽出された課題の中で、政策的な対応が必要な地域課題について検討します。

④自立支援型地域ケア会議

介護保険の理念である「高齢者ができる限り在宅でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援すること」を実現するために、理学療法士等の専門職と連携し、介護予防と自立支援の視点から多様な地域の資源を活かしながら、より適切で有効な支援を検討します。

（90）介護予防ケアマネジメント事業（地域包括支援センター）

適切な介護予防ケアマネジメントを行うことで、要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者が、心身の状態や生活環境に合った地域活動への参加やサービス利用により、目標の達成に取り組み、地域の中で自立した生活を送ることができるよう支援します。

基本施策２　在宅医療、医療と介護の連携の推進

事業の内容

（91）在宅医療の推進

24時間365日の在宅医療が提供できる島田市訪問看護ステーションや民間の訪問看護ステーション５か所を中心に在宅医療サービスの提供、また包括ケア推進課内に設置した在宅医療・介護連携相談支援窓口を中心に、在宅医療を提供しています。

病院や診療所と訪問看護ステーション等との連携を図り、在宅医療を担う医師を支えるとともに、医師を中心とした「在宅医療介護連携部会」の開催、病院と訪問看護師等の在宅療養を支える関係者間で、合同研修会を開催する等、在宅医療の確保・充実に努めます。

（92）在宅医療・介護連携の推進

地域の中で必要な医療と介護が切れ目なく提供される体制を構築するため、「ときどき入院ほぼ在宅」という姿を目指し、医療・介護の関係機関が連携するために必要な支援を行います。

2017（平成29）年度に設置した「在宅医療・介護連携相談支援窓口」の周知を図り、医療と介護の連携調整や情報提供を行います。

また、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャーやソーシャルワーカーなどの連携体制の構築を図るため、多職種が参加する合同研修会等を開催します。

（93）ＡＣＰ（人生会議）普及啓発事業

将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人・家族・医療・介護関係者等が、繰り返し話し合いを行うことで、本人の意思決定を支援し、本人の人生観や価値観、希望に沿った医療及びケアを具体化することが重要です。

住み慣れた地域で自分らしく最期を迎えられるために、セミナーの実施やリーフレットを配布することによりＡＣＰ（人生会議）を市民へ周知します。

（94）市民への啓発（在宅医療、リビング・ウイル）

「住み慣れた我が家で最期まで自分らしく過ごしたい」「我が家は最高の特別室」そんな想いをかなえるため、市民に対して介護の現状、終末期の医療、在宅医療への理解の促進につながるよう市民向け講演会や講座等を開催していきます。

また、「もしものとき（不慮の事故、病気の悪化、老衰等により、できる限りの治療をしても、回復する見込みがなく、生命維持処置を行わなければ、比較的短期間で死に至るであろう不治で回復不能の状態）」の医療・ケアについて事前に考え、家族や周囲とも繰り返し話し合っておく「ＡＣＰ（人生会議）」に対する理解の促進や「リビング・ウイル島田版」の普及啓発を図ります。

基本目標５　介護保険事業の適正な運営

基本施策１　介護給付の適正化

事業の内容

（95）介護給付適正化事業

介護給付等に要する費用の適正化のために市が取り組むべき施策やその目標量を定める「介護給付適正化計画」を策定し、介護給付の全過程における取組により、給付の適正化に努めます。

（１）介護保険制度の【入口】　要介護認定の適正化

要介護認定が公正・的確・迅速に実施されるよう次の取組を行います。

①認定調査点検

市内及び近隣市町の認定調査は主に市の認定調査員が実施し、遠方については委託により実施します。調査内容は全件点検を行い、適正化に努めます。

②認定調査員定例会

認定調査員と担当による定例会を実施し、調査時の疑問点等について検討するとともに、情報共有を図ることで認定調査の質の向上に努めます。

③介護認定審査会委員の研修

県主催の介護認定審査会委員研修へ参加するほか、業務分析データ等を活用した市主催の介護認定審査会全体会、介護認定審査会正副合議体長意見交換会を実施し、審査判定の能力向上に努めます。

（２）介護保険制度の【過程】 ケアマネジメント等の適正化

＜１＞ケアプランの点検

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の利用がある該当者や静岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から送付されるデータ等を活用するとともに、居宅介護支援事業所の実地指導において、ケアプラン点検を実施していきます。

また、点検を通じてサービスの適正利用だけでなく、ケアマネジャーの資質の向上に努めます。

＜２＞住宅改修等の点検

① 住宅改修の点検

住宅改修の必要性や妥当性を判断するため、施工前と施工後の書面及び現地の点検を実施します。

書面については、申請のあった全件について、理由書、住宅の図面、改修工事の見積書、写真などから利用者の心身や住環境の状況について点検を行います。

また、改修費用が高額なものや写真では状況がわかりにくいものなどの中から抽出して、訪問による現地の点検を行います。

② 福祉用具購入・貸与の点検

軽度者（要支援１・２、要介護１）への福祉用具貸与について、アセスメントのポイントを示すフロー図等を作成・周知し、貸与の必要性をケアマネジャーとの面談で確認するなど、適切な給付に努めます。

その他の福祉用具購入・貸与については、必要性と利用状況の確認のため、事業者への問い合わせ、訪問等による実態調査、ケアマネジャーへの確認のいずれかを抽出により実施します。

また、福祉用具購入については、申請書類全件の点検を行い適切な給付に努めます。

（３）介護保険制度の【出口】
事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

＜１＞縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。

特に有効性が高い次の４帳票の点検については、国保連へ業務を委託して毎月実施します。

・重複請求縦覧チェック一覧表
・算定期間回数制限縦覧チェック一覧表
・居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表
・単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表

上記帳票のほか、システム帳票を活用し、点検を実施します。

＜２＞医療情報との突合

医療給付の情報と介護給付の情報を突合することにより、医療保険と介護保険で同時に成立しない不適切な給付等の確認を行います。

効率的な実施のため、国保連へ業務を委託して毎月実施します。

＜３＞給付実績の活用（システム帳票の点検等）

国保連が作成するシステム帳票を活用し、点検を実施します。2027（令和９）年度～2029（令和11）年度は以下の帳票を点検します。

・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表
・支給限度額一定割合超一覧表
・適正化等による申立件数・効果額
・給付急増被保険者一覧表
・その他のシステム帳票を活用した点検

(96) 事業所の指定と指導・監督

（介護予防）地域密着型サービス指定事業者、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者、指定居宅介護支援事業者について、適正な事業運営が可能な事業者の指定を行います。

また、３年に１回の実地指導や年１回の事業所連絡会等を通じ、介護サービス事業所の質の高いサービスの提供と適正な運営体制の確保に努めます。

（97）介護サービス事業所のサービスの質の向上と従事者の資質の向上

介護サービス事業所のサービスの質の向上のため、実地指導で指導・助言を行うほか、必要な知識の習得や情報提供のために事業所連絡会を毎年開催します。

さらに、介護職員の資質向上のため、国、県、関係団体の実施する研修等に関する情報を積極的に介護サービス事業所へ提供します。

（98）介護相談員派遣事業

介護保険施設等へ介護相談員を派遣して、サービス利用者から介護サービスに関する相談等を受け、介護サービスの質の確保及び向上を図ります。

また、毎月開催する連絡会議での意見交換の場を通じ、介護相談員としての資質の向上を図ります。

（99）介護支援専門員活動支援事業

地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネジャー）の協議会「ケアマネットしまだ」と連携して研修会を実施し、介護支援専門員の資質を向上し、高齢者の重症化予防・自立支援を図ります。

（100）障害福祉サービスと介護サービスの連携強化

島田市地域自立支援協議会の中で、福祉と介護の関係者が情報や課題を共有し、障害福祉サービスから介護サービスへの移行時の支援の仕組みづくりに努めるとともに、それぞれの関係者間で個別のケース会議を開催し、利用者の円滑なサービス移行を支援します。

また、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に、共生型サービスが位置づけられています。いずれかの事業所であればもう一方の指定も受けやすくなる特例が設けられているため、共生型サービス事業所の運営を希望する事業者があれば、障害福祉担当課と介護サービス担当課が連携を深め支援します。

基本施策２　介護人材の確保

事業の内容

（101）介護職員入門的研修の実施

介護人材不足を解消するための「介護職員入門的研修」や島田市社会福祉協議会と共催で行う「介護職員初任者研修」等、これまで介護と関わりがなかった人など介護未経験者が介護に関する基本的知識や技術を学ぶことができるような研修を実施し、研修修了者への就労支援を行うことで、介護分野への多様な人材の参入を促します。

（102）シルバー人材センター等の関係機関と連携した介護人材の確保

就労支援や介護職員の負担軽減を図るため、洗濯、清掃、食器洗いなど資格不要で行える軽作業について、商工課やシルバー人材センター、いきいきクラブ等と連携し、人材の確保・あっせんを行います。

（103）介護関連資格取得への支援

働きながら資格などの取得を目指す勤労者を支援する「島田市勤労者キャリア教育支援事業補助金」を介護保険事業所等に周知し、介護に関する資格取得を支援します。

（104）国や県と連携した介護人材の確保

国・県と連携し、労働環境の改善や処遇改善の促進、外国人人材の受け入れ環境の整備や受け入れの促進を図ることで、介護人材の確保を図ります。

基本施策３　介護保険サービスの充実と提供

介護保険サービスについて、現状分析に基づき、2027（令和９）年度から３年間の必要量を推計し、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの提供と充実に努めます。

推 進 事 業

（105）居宅サービスの充実

在宅で利用できる介護サービスは、訪問系サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション等）、通所系サービス（通所介護、短期入所生活介護等）、福祉用具の貸与や購入、住宅改修等があります。

高齢者人口の増減やサービスニーズを的確に捉え、地域の実情に応じたサービスの充実に努めます。

（106）地域密着型サービスの充実

住み慣れた地域と住まいで可能な限り生活を継続できるように、原則として施設のある市区町村の住民のみが利用できるサービスで、市区町村が指定・指導監督を行う地域密着型サービスは、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等があります。

「島田市地域密着型サービス運営委員会」により、事業運営を行うことが可能な事業者を地域密着型サービス事業所として指定するとともに、運営指導での介護サービス事業所への指導・助言や、連携を強化することで、介護サービスの質の向上に努めます。

（107）施設サービスの充実

在宅での介護が困難な人などが施設に入所して受けるサービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）があります。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしが実現できるように、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案し、今後の需要を見極めながらサービス供給体制の整備を検討していきます。